

# 年収106万円で社会保険料発生の場合も

知らなきや損する

パートタイムで働く妻などが、扶養内で働く場合に直面するのが「年収のハードル」です。今回は前回の続きです。

「103万円」は妻自身の所得税が発生しないだけでなく「150万円」とともに、夫の所得税に関連するハードルでもあります。夫の合計所得金額が1000万円以下なら、夫の所得税を計算する際に、所得から控除できる「配偶者控除」があり、利用できれば夫の所得税が節税できます。103万円を超えると配偶者控除は利用できなくなります。103万円を超えなければ夫への税金の影響は配偶者控除と同じです。超えると配偶者特別控除額が減少していき、夫の所得税が増える可能性があります。その配偶者特別控除がなくなるのが「201万円」です。

次に社会保険のハードルについてです。年収「130万円」は、社会保険の扶養から外れるハードルです(※2)。ところが、社会保険の加入対象者が拡大され、一定の規模以上の会社でパートをすると(正社員501人以上、収入月額8万8000円以上、雇用期間1年以上、週に20時間以上)、「106万円」で社会保険に加入することになります(※1)。ここでの社会保険は、厚生年金と健康保険、40歳以上の人は介護保険です。仮に年収108万円(月額9万円)の場合、厚生年金保険料月額8052円、健康保険料4404円(40歳以上の場合介護保険料が加わり5192円)ぐらいで、年間約15~16万円になるので手取金額が92~93万円に、さらに所得税と住民税が差し引かれること

## 妻のパート年収

ハードルを超える度に税金や社会保険料が増えていく

100 103 106 130 150 180 201  
万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円

- 超えると夫の側の配偶者特別控除がなくなる
- 60歳になった場合、社会保険料が発生しない(※3)
- 超えると夫の配偶者特別控除額が徐々に縮小する
- 社会保険料が発生しない(※2)
- 社会保険料が発生しない(※1)
- 所得税が発生しない
- 超えると夫の方に配偶者控除が発生しない
- 住民税が発生しない

になるでしょう。この106万円は2022年には正社員101人以上、2024年には51人以上に拡大していく予定です。

さらに130万円を超えると自分で社会保険(国民健康保険、国民年金)に加入しなければならなくなります。仮に年収140万円の場合、国民年金の保険料が令和3年3月まで月額1万6540円、年額およそ20万円、国民健康保険料がおおよそ年額10.8万円(40歳以上13.7万円)に、所得税と住民税の負担もあります。60歳を超えると130万円のハードルが180万円になり、国民年金の負担はなくなります(※3)。収入だけでなく手取りで計算することは重要です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン